

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 30 日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県倉吉市鴨川町 32-1

氏 名 株式会社 クラエー

代表取締役 西村 博文

電話番号 0858-27-0210

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 クラエー
事業場の所在地	鳥取県 倉吉市 鴨川町 32-1
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	昨年度の元請完成工事高 98,405万円
③従業員数	24名 (全体99名)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	金属くず、廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず、廃石膏ボード、木くず、紙くず、 → 中間処理(破碎) コンクリート殻、アスファルト殻 → 中間処理(破碎選別) 建設汚泥 → 中間処理(造粒固化)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役社長(廃棄物担当)

【責任者】

代表取締役社長

【役割】

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・IS014001「環境管理マニュアル」の策定、改廃
- ・産業廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

建設部

【責任者】

建設部長

【役割】

な

- ・廃棄物処理に関する検討
- ・廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的
な
廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項等の検討
- ・「建設副産物適正処理手順書」の策定、改廃

各工事現場

【責任者】

各工事現場責任者

【役割】

- ・廃棄物処理計画の作成
- ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理委託契約の締結
- ・産業廃棄物管理票及び特別管理産業廃棄物管理票の交付、管理
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の決定及び技術管理者等の背設置
- ・監督官庁への各種報告
- ・社員、関連企業に対する教育、啓発
- ・各作業所に対する情報提供、支援及び指導
- ・その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	
1 現状	(これまでに実施した取組)	
	・資材等はロスがないように配慮し、発生材は分別して排出した。	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙の通り
	排出量	
②計画	(今後実施する予定の取組)	
	・上記に加え、混合廃棄物の抑制をする。 ・再生可能なものは再生利用する。 ・場合によっては、発注者に対して廃棄物の発生抑制のための協議や提案をする。(ただし、工事受注量によっては増減する為、受注増についても抑制できない。)	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の種類は廃掃法により、更に処分方法や処分先の条件に従い、混合しないように分別して排出する。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、廃棄物の発生を抑制する。 ・再生可能なものは再生利用する。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】

		産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	
	(これまでに実施した取組)				
	②計画	【目標】			
		産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行う産 業廃棄物の量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
1 現状		【前年度（令和3年度）実績】			
		産業廃棄物の種類	別紙の通り		
		自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量			
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量			
		(これまでに実施した取組)			
・混合しないように分別処理し、再生資源として利用可能な建設副産物は、再利用できるように処理した。					
②計画		【目標】			
		産業廃棄物の種類	別紙の通り		
		自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量			
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量			
		(今後実施する予定の取組)			
・上記に加え、混合廃棄物の発生を抑制し、環境負荷低減を図る。 ・再利用可能な建設副産物は再利用する。					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】

	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和3年度）実績】	別紙の通り	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への 処理委託量		
	再生利用業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		
	(これまでに実施した取組)		
	・なるべく自社で処分する方針だが、運搬距離や金額等を考慮し適正な業者に処理委託した。		

(第5面)

②計画	【目標】	別紙の通り
	産業廃棄物の種類	

	<table border="1"> <tr><td>全処理委託量</td></tr> <tr><td>優良認定処理業者への 処理委託量</td></tr> <tr><td>再生利用業者への 処理委託量</td></tr> <tr><td>認定熱回収業者への 処理委託量</td></tr> <tr><td>認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量</td></tr> </table>	全処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	
全処理委託量							
優良認定処理業者への 処理委託量							
再生利用業者への 処理委託量							
認定熱回収業者への 処理委託量							
認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量							
		(今後実施する予定の取組)					
	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、再生資源として利用可能な処理業者を優先に処理委託する。 						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙】